

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここ公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第 2 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に改める。

第 16 条の 5 第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額						
	1	円 195,800	円 276,300	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 424,400	円 437,200
	2	円 196,900	円 277,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600	円 426,900	円 440,300
	3	円 198,100	円 278,300	円 336,200	円 370,100	円 424,500	円 429,200	円 443,400
	4	円 199,200	円 279,300	円 337,900	円 371,700	円 426,300	円 431,600	円 446,500
	5	円 200,300	円 280,300	円 339,600	円 373,300	円 428,100	円 434,100	円 449,600
	6	円 202,000	円 281,300	円 341,300	円 375,100	円 429,900	円 436,500	円 452,700

定年前再任用短時間勤務職員以	7	203, 600	282, 200	343, 000	376, 600	431, 700	438, 400	455, 800
	8	205, 200	283, 200	344, 600	378, 200	433, 500	440, 500	458, 900
	9	206, 700	284, 200	346, 200	379, 500	435, 100	442, 600	462, 000
	10	208, 400	285, 200	347, 900	381, 100	436, 600	444, 800	465, 100
	11	210, 000	286, 200	349, 600	382, 700	438, 100	446, 700	468, 200
	12	211, 600	287, 200	351, 200	384, 200	439, 600	448, 800	471, 300
	13	213, 100	288, 200	352, 700	386, 100	441, 100	450, 900	474, 400
	14	214, 800	289, 500	354, 300	388, 000	442, 400	452, 800	477, 500
	15	216, 500	290, 800	355, 900	389, 900	443, 700	454, 500	480, 600
	16	218, 200	292, 000	357, 400	391, 700	444, 900	456, 300	483, 700
	17	219, 400	293, 200	358, 800	393, 200	446, 100	458, 200	486, 700
	18	221, 000	294, 500	360, 500	395, 000	447, 400	460, 100	489, 700
	19	222, 600	295, 700	362, 100	396, 700	448, 700	461, 900	492, 700
	20	224, 100	296, 900	363, 700	398, 300	449, 900	463, 700	495, 700
	21	225, 600	297, 900	364, 800	400, 000	451, 100	465, 500	498, 700
	22	227, 200	299, 100	366, 300	401, 400	451, 900	467, 200	501, 800
	23	228, 800	300, 300	367, 800	402, 800	452, 700	469, 000	504, 500
	24	230, 400	301, 600	369, 300	404, 200	453, 500	470, 500	507, 600
	25	232, 000	302, 900	371, 000	405, 600	454, 100	471, 900	510, 600
	26	233, 700	303, 900	372, 800	406, 800	454, 700	473, 300	513, 700
	27	235, 000	304, 900	374, 400	408, 000	455, 300	474, 700	516, 400
	28	236, 300	305, 900	376, 100	409, 000	455, 900	475, 900	518, 700
	29	237, 600	307, 000	377, 500	410, 100	456, 600	477, 200	521, 000
	30	238, 700	308, 200	378, 800	411, 300	457, 400	478, 300	523, 300
	31	239, 800	309, 300	380, 000	412, 400	457, 800	479, 300	525, 300
	32	240, 900	310, 500	381, 400	413, 500	458, 500	480, 000	526, 700
	33	242, 000	311, 600	382, 500	414, 200	459, 000	480, 700	528, 200
	34	243, 300	312, 900	383, 400	414, 900	459, 400	481, 400	529, 600
	35	244, 700	314, 200	384, 400	415, 500	459, 800	482, 100	530, 800
	36	246, 100	315, 500	385, 400	416, 200	460, 200	482, 800	

外 の 職 員	37	247,500	316,700	386,200	416,800	460,600	483,400	
	38	248,900	318,000	387,100	417,400	460,900	484,000	
	39	250,300	319,300	388,000	417,900	461,200	484,500	
	40	251,700	320,600	388,800	418,300	461,500	485,100	
	41	253,100	321,900	389,600	418,700	461,800	485,600	
	42	254,300	323,100	390,400	418,900	462,100	486,200	
	43	255,600	324,400	391,200	419,200	462,400	486,700	
	44	256,900	325,500	391,900	419,500	462,700		
	45	258,100	326,400	392,600	419,800	463,000		
	46	259,300	327,700	393,300	420,100			
	47	260,500	329,000	394,000	420,400			
	48	261,700	330,300	394,700	420,700			
	49	262,800	331,400	395,200	420,900			
	50	263,900	332,700	395,800	421,200			
	51	265,000	333,900	396,400	421,400			
	52	266,100	335,100	397,100	421,700			
	53	267,000	336,400	397,500	421,900			
	54	268,000	337,400	398,100	422,200			
	55	269,000	338,500	398,700	422,500			
	56	270,000	339,600	399,200	422,800			
	57	271,000	340,300	399,600	423,000			
	58	271,900	341,200	400,200	423,300			
	59	272,700	341,900	400,800	423,600			
	60	273,600	342,700	401,300	423,800			
	61	274,400	343,500	401,700	424,000			
	62	275,200	343,900	402,200	424,300			
	63	276,000	344,400	402,700	424,600			
	64	276,700	345,100	403,300	424,800			
	65	277,400	345,900	403,600	425,000			
	66	278,200	346,600	404,000	425,300			

	67	279, 000	347, 300	404, 300	425, 600			
	68	279, 600	347, 900	404, 700	425, 800			
	69	280, 300	348, 400	405, 000	426, 000			
	70	281, 100	349, 000	405, 300	426, 300			
	71	281, 800	349, 500	405, 600	426, 600			
	72	282, 500	350, 100	405, 800	426, 800			
	73	283, 200	350, 400	406, 000	427, 000			
	74	283, 900	350, 900	406, 300				
	75	284, 600	351, 200	406, 600				
	76	285, 300	351, 600	406, 800				
	77	286, 000	352, 000	407, 000				
	78	286, 600	352, 500	407, 300				
	79	287, 300	353, 000	407, 600				
	80	287, 900	353, 500	407, 800				
	81	288, 600	353, 800	408, 000				
	82	289, 200	354, 200	408, 300				
	83	289, 900	354, 600	408, 600				
	84	290, 600	355, 000	408, 800				
	85	291, 100	355, 300	409, 000				
	86	291, 700	355, 700					
	87	292, 300	356, 100					
	88	293, 000	356, 500					
	89	293, 600	356, 700					
	90	294, 200	357, 100					
	91	294, 800	357, 500					
	92	295, 500	357, 900					
	93	296, 100	358, 100					
	94		358, 400					
	95		358, 800					
	96		359, 100					

	97		359,400					
	98		359,800					
	99		360,200					
	100		360,600					
	101		361,100					
	102		361,500					
	103		361,900					
	104		362,300					
	105		362,800					
	106		363,200					
	107		363,500					
	108		363,800					
	109		364,200					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		227,800	269,500	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2 第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び自動車駐車場」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、通勤のための自動車（市規則で定める車両を含む。）の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「自動車駐車場」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車駐車場に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの自動車駐車場の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額とする。

第16条の5中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第16条の2第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条の5第3項」と読み替えるものとする。

第20条第1号中「生命保険及び損害保険の保険料並びに」を「各種保険料及び」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 互助団体の掛金等

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「392,000」を「405,000」に改め、同表2の項中「440,000」を「455,000」に改め、同表3の項中「492,000」を「508,000」に改め、同表4の項中「555,000」を「574,000」に改め、同表5の項中「634,000」を「655,000」に改める。

第8条第1項の表給料月額（円）の項中「213,600」を「225,600」に、「219,500」を「227,800」に、「260,0

00」を「269, 500」に改める。

第10条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の77.5」を「100分の80」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の80」を「100分の78.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与条例第16条の2第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

(市規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則

で定める。